

令和2年度第4回伊賀市障がい者福祉計画策定委員会会議録

開催日時:令和2年9月24日(木)午前10時~午前11時30分

開催場所:伊賀市役所5階 501会議室

出席委員:北野誠一・山本志賀子・藤島恒久・味岡敬子・寺田浩和・水谷展子・小倉由守・中野暢介
松原史佳・川瀬尚俊・中山滋美・原泰孝・結城真明・中島美佳・松井虹児・津田美恵

欠席委員:福澤正志・松山久美子・猪木 達・五百雀豊・松村元樹・前山正清

事務局:田中満健康福祉部長・中出光美健康福祉部次長

障がい福祉課(川口敏幸・谷口真紀・城島慎子・小倉千尋)

障がい者相談支援センター(横尾智子・溝端輝広)

委託業者:Next-i 株式会社(横尾 斎)

事務局 ただいまから第4回伊賀市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。

出席委員 22人中16人

伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例第6条の規定により会議成立報告。

本日の委員会では、前回の委員会でご協議いただきました障がい者福祉計画の骨子をもとに作成した、第4次伊賀市障がい者福祉計画の中間案についてご意見をいただきたいと思えます。

次長 あいさつ

事務局 会議の公開、議事録作成のための録音について説明。委員了承。

配布資料確認

事務局 それではここからの進行は、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例第6条に基づき、委員長である北野様をお願いしたいと思います。

委員長 事項書の議題1「第4次伊賀市障がい者福祉計画中間案について」協議をお願いします。

まず、資料1について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料1】第4次伊賀市障がい者福祉計画中間案 に基づき説明

委員長 今、資料1の第1章、第2章、第3章についてご説明いただきました。これについて、ご質問ご意見等ございましたらお願いします。前回の委員会での皆さんの意見をふまえて修正していただきましたが、反映されていますか。

何もなければ、次の第4章が本論の中心になりますので、これから説明していただきます。第4章は分量が多いため、目標ごとに3つに分けて説明していただき、それぞれの説明のあとに皆さんのご意見をいただくという形にしたいと思います。それではまず、目標Iから説明をお願いします。

事務局 【資料1】第4次伊賀市障がい者福祉計画中間案

【資料2】第4次伊賀市障がい者福祉計画 施策別事業実施課 に基づき説明

委員長 私の個人的な意見ですが、そもそも、目標Iの「一人ひとりに応じた」という言葉が嫌いです。「応じる」というのは「分に応じる」ということであり、それぞれの障がいや能力に応じてこんなものがありますよとされているように聞こえて、そこに格差が生じるような気がします。私なら「一人ひとりを大切にしたい」などの表現にします。それから、24 ページの「ケアマネジメントの充

実」ですが、ケアマネジメントというのは高齢者福祉の世界の言葉で、それを障がい者福祉で使うのはあまり望ましくないと考えます。ケアマネジメントの「マネジメント」は「管理する」という意味で、人間を管理するという表現はあまり使いたくないので、「本人中心の相談支援の充実」などの言葉の方が良いと思います。ただ、そもそも国が「一人ひとりに応じた」などの表現を使っているため、委員の皆さんが全員賛成してくださるのであれば表現を変えていただいても結構ですが、あくまでも私の個人的な意見です。

あとはよろしいですか。なければ、次に目標Ⅱについての説明をお願いします。

事務局

【資料1】第4次伊賀市障がい者福祉計画中間案

委員長

【資料2】第4次伊賀市障がい者福祉計画 施策別事業実施課 に基づき説明

第4章の目標Ⅱについてご説明いただきましたが、これについてご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

この目標Ⅱは、さまざまな施策・事業の中心的な表現が入っており、大事な部分です。例えば39 ページの「地域生活支援拠点の充実」については、本当は前回の計画策定時から達成すべき目標として挙がっていたのですが、国の方から具体的な指示や、それに関する国の施策や補助金のしくみの提示もなかったため、結局今回再度この目標が掲げられることになっているわけです。また、地域生活支援拠点に必要な機能は5つありますが、必ず全ての機能を備えなければならないということではなく、その中でも特に重要な機能をしっかり整備するというしくみでやりなさいというように、少し表現を抑えて、でも変わらず大事なこととして、謳っています。地域生活支援拠点に限らず、厚生労働省が提示する施策はどれも大事であることは間違いないのですが、そのための補助金を充分に出してくれないため、市町村がその施策を進めていくにあたってはかなり知恵を絞らないといけません。地域生活支援拠点の充実は大事なことから、伊賀市民、伊賀の事業者、行政の創意工夫をもって展開していくことが求められています。それから、46 ページの「企業における障がい者雇用の推進」の中で「実習」という言葉を削除した件についてですが、実習は障がい者雇用においてとても大事です。企業さんに今後お願いしたいのは、実習をただの見学にするのではなく、1週間でもいいから実際に障がい者を現場で働かせて、企業側も障がい者のことを理解し、障がい者側も「働く」ということを理解するための場にしてほしいということです。用語解説の20にある「障害者トライアル雇用制度」は実習の一種で、これをちゃんと制度的に展開していただければそれでいいのですが、一応実習も含めた上でこのような表現にしたと理解してよろしいでしょうか？

事務局

はい。実習については要綱もありますので、今後も何か良い方法がないか学校等とも相談しながら取り組んでいきたいと思えます。

委員

45 ページの「就労支援ネットワークの強化」についてですが、一般の高校にも発達障がいの人はいらっしゃいます。その人たちの進路決定について教育と福祉の連携ができればなお良いと思うので、特別支援学校以外の高校の進路担当職員との連携について取り組み内容に追記してもらえないか検討をお願いします。

委員長

就労支援ネットワークの中の一つとして教育と福祉の連携が大事であり、さらに特別支援学校だけではなく一般の高校も含めたビジョンを持って、それをふまえた表現を計画の中に入れてほしいということですが、いかがでしょうか？

事務局

45 ページの①の取り組み内容に、連携するさまざまな機関が書かれていますが、ここに教育に関する機関を追加し、連携を図りたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

委員長 一つはその方法があります。もう一つは、教育に関する取り組みについて書かれているところがあったと思いますが、そこには就労に向けての記載は何かありますか。

事務局 教育に関する取り組み内容はすべて学校に在籍している間のことだけで、就労に関することは含まれていません。

委員長 それではやはり 45 ページに、特別支援学校だけではなく一般の高校も含んでいることがわかるような表現で、教育と福祉の連携についての記載を考慮していただけたらと思います。他になければ次に進みますが、後でまた戻ってご意見等言っていただいても結構です。それではひとまず、次の目標Ⅲの説明をお願いします。

事務局 【資料1】第4次伊賀市障がい者福祉計画中間案
【資料2】第4次伊賀市障がい者福祉計画 施策別事業実施課 に基づき説明

委員長 第4章の目標Ⅲについてのご説明をいただきました。これについて、お気づきの点、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

前回の策定委員会でも意見が出たコロナの問題について、いつ収束するのかわからない中で、それもふまえた今後3年なり6年なりの施策を考えていかなければならないと思うと、58 ページの「安全・安心なまちづくりの推進」の中でこの問題を取り上げなくてよいのかというところが気になりますが、その点も含めて、いかがでしょうか。

委員 今、ニュース等でも言われているように、定員を超過するという問題が避難所で起こっています。これは、密を防ぐために定員を減らしているからなのですが、そのような状況をふまえ、福祉避難所の定員や準備のことなどコロナ対策を含めた見直しが必要になってくると思いますので、ここで福祉避難所のあり方について少し記述があるといいなと思います。実際、これからコロナだけでなくインフルエンザが流行する時期にもなるので、感染症予防という観点で何か入れていただけたらと思います。

委員長 やはりこれは大きな問題という気がしますね。それからおそらくそう簡単には収束しないかもしれないということを考えると、福祉避難所の問題も含め、災害という意味での大きなテーマとしてこのコロナの問題を捉えておかなければならないと感じます。また、このコロナの影響によるさまざまな問題も起こっています。例えば、私は大阪で差別解消の事例検討委員をしていますが、マスクの着用を拒否したのためにバスに乗せてもらえず移動ができなくなった、障がいのある子どもが乗る通園バスの中でも、他の利用者から苦情が出てバスに乗れなくなってしまい、そのために親が高額の料金を払ってタクシーで連れて行くことになった、といった事例があります。障がいのある人やその家族、あるいは支援する側もさまざまな問題に巻き込まれているという現状があるので、それについて全く触れなくてよいのかと思いますが、事務局はどのようにお考えですか。

事務局 避難所におけるコロナ対策については、定員の問題などさまざまな課題があります。伊賀市の例ではありませんが、最近台風等があった地域において、避難所まで行ったけど定員オーバーで他へ回されたという事例があったと聞いています。実際これから先、例えば台風が起こったときや大規模な地震で壊滅的なダメージを受けたときなどさまざまな場面が想定される中で、どれだけ密を避けられるかなどの具体的なビジョンは残念ながらまだ持っていません。しかし、それを意識した体制を常に考えていかなければならないという認識はありますので、そのことについてもこの計画の中で触れていけたらと思います。

部長 今申し上げたように、具体的な取り組みについてはなかなか進んでいない部分もありますが、

ひとつ、コロナ対策として、密を避けなければならないということがあります。また、避難所に来た方が熱や咳症状がある場合、今までは小学校なら体育館に一緒に入ってもらっていたところを学校側や教育委員会にお願いして別の部屋を確保し、なおかつ、市の保健師が 20 名程度おりますが、常駐はできなくとも定期的に避難所を回り、体調の悪い方のケアをするといったしくみ作りを進めています。コロナは一つの災害であるという認識はしていますので、直接「コロナ」という表現を入れられるかどうかはわかりませんが、計画の中身についてもう少し考えたいと思います。

委員長 前回はこのようなご意見をいただいていますので、是非ともよろしく願います。他に、いかがでしょうか。

委員 今、携帯電話を使った SNS 等に関する問題が頻繁に起きています。特に LINE や、最近ではZoom など、インターネットを通じたさまざまなものがありますが、そういった新しいサイバー犯罪に対する教育や対策等がこれから必要になると思います。

委員長 SNS の悪用などは、特に認知症や障がいのある人にとっては非常に危険なことです。そのような犯罪からの被害を防止するための支援についての記述を少し入れていただけたらと思いますが、いかがでしょうか？

事務局 今回の中間案を策定するにあたっては、取り組みの内容をあまり細かく書きすぎるのもどうかという思いもあり、②の1 枠目の「自分自身で取り組む意識を高めていくよう」などの部分に含まれていると考えて、あとは事業実施課の個別の取り組みで補填できたらと思っていますが、計画の中にもあえて明記した方がよろしいですか。

委員長 他ではもう少し具体的に施策のことが書かれている箇所もありますが、防犯に関する支援についてはあまり細かい表現で書かれていないので、これで施策として展開できるのかどうかというのが気になります。ただ、具体的に施策として出す場合、行政としてもそれをどこの課がどのように行うのかという問題が出てきますし、また、これは福祉だけではなく教育機関とも連携していかなければなりません。この問題について、教育の側で何かお考えや問題意識などがあれば教えていただきたいのですが、教育関係の方いかがでしょうか。

委員 実際、児童・生徒にはメール等の使用に関する教育は行っていますが、それをこの計画の文章に盛り込むのはなかなか難しいなと感じています。今の内容だと一般的な犯罪の方だけに捉えられてしまいそうなので、もし何か入れるとするなら、かなり限定される気もしますが「SNS等」というような表現を一言入れるのが一つの方法ではないかと思います。

委員長 昨日、日本弁護士連合会の権利擁護委員会の委員長さんと打ち合わせをしたときに聞いたのですが、日弁連が現在非常に頭を抱えている問題が、大手金融機関が人員を減らしているということ。これにより認知症や障がいのある人への細かいサポートができなくなっているということです。これまで、意思決定支援をして本人が実際どう思っているのかをしっかりと確認し犯罪に巻き込まれないようにしていたが、その人員を減らすという方向で進んでいるため、代わりに法定後見人をつけてもらうか、つけられなければ法的にではなくても明確に代理権限を与える人を決めて、その人にネット関係のことも含めて本人の金銭管理の全責任を負ってもらうという方法を考えているようです。代理人が手続き等を行うとなると本人の本当の思いがどうかわからないため、悪用される可能性も出てきます。これからさまざまなことが face to face ではなくネット上で行われてしまうと、本人の本当の意思が確認されなくなり、障がいのある人の人権侵害が一段と増えるのではないかということが大きな問題になっているそうです。そのため、防犯に関

しては、福祉の現場でも教育の現場でも障がいのある人がちゃんと学べるしくみをつくっていかなければならないと思いますので、何かこれについての表現を入れていただけたらと思います。それでは次に、第5章等について説明をお願いします。

事務局

【資料1】第4次伊賀市障がい者福祉計画中間案

【資料3】用語解説について

に基づき説明

委員長

資料1の本文中のページ下部にある用語説明は、このまま残ると考えてよろしいですか。

事務局

はい。ページ下部にも記載して、さらに資料編の用語解説でも再掲します。

委員長

ページ下部に書いてあるとわかりやすいので、是非残していただきたいと思います。

他に何かございますか？用語解説についても、皆さんそれぞれのご専門の方ですので、説明で何か気になることなどあれば教えてください。今日皆さんからご意見いただいた部分については、責任を持って、反映していただけるように事務局に必ずお願いをします。その反映したものをパブリックコメントにかけ、パブリックコメントで出た意見をふまえてまた修正を加え、最終的に固まったものを次回の策定委員会で確認していただきます。その時点ではもう大きな変更はできないので、意見があれば今のうちをお願いします。

委員

35 ページの地域包括ケアシステムのイメージ図が小さいので、もう少し大きくした方がわかりやすいと思います。

委員長

これがカラーだともう少しわかりやすくなると思いますが、白黒ですか。

事務局

はい。

委員長

そうすると、もう少し大きくした方がわかりやすいということですが、いかがですか。

事務局

35 ページの図はこのまま掲載して、資料編に大きくしたものを再掲する方向で考えていきます。

委員

50 ページの①「障がいのある人の人権に関する理解と認識の啓発」についてですが、昨年度、障害者週間のイベントにピアサポーターとして参加しました。そこで感じたのは、障がいの種類によって、何を知って欲しいのか、何を理解してほしいのか、伝えたいことは違うということです。そのため、障がいのある人自身が講演会やイベントの企画・準備に参画すること、また、それぞれの障がいの方への聞き取り等を行っていただきたいです。そのことを取り組み内容に追記してもらえないか、検討をお願いします。

委員長

そうすると、どこにどのような表現を入れたらよろしいですか。何かアイデアはありますか。

委員

具体的な文言までは考えていませんでした。

委員長

「講演会の開催や障害者週間などのイベントを通じて、さまざまな年代に届くよう工夫します。」のあとに何かプラスアルファで入れたらよろしいでしょうか。それとも、新しい別の項目を入れませんか。

委員

文言としては、「当事者が参画してイベントを企画する」というようなイメージです。

委員長

それでは、「当事者の参画を踏まえて」というような文言を入れることは可能でしょうか。

事務局

「イベントを開催する際には当事者の意見等も取り入れる」という内容を、どの部分に入れるか検討して、追記したいと思います。

委員

先ほどのサイバー犯罪の話の逆説になりますが、ユニバーサルデザインに関して、特に伊賀市では交通に関する大きな課題があります。交通が必要になるのは主に買い物と病院への通院ですが、最近テレビを見ていると、買い物デリバリーサービスやオンライン診療などのネットを使ったサービスが充実してきています。伊賀市でも、オンライン診療ができる病院を整備したり、ネット環境を使ってさまざまな情報を提供したり、また、それらを利用するための教育をしたりする

と良いのではないかと思います。大山田などの旧郡部から出てくるのはとても時間がかかるので、交通機関を増やすよりもそういったネット環境を整備する方が役に立つのではないかと思います。これは障がい者福祉計画に限らないことなので、もう一つ上の計画の内容として考えていただき、それをふまえて障がい者福祉計画の中でもネット環境を活用していくというのも一つの方法だと思います。

委員長 それは非常に大事なことです。54、55 ページの「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」の中で、「情報のユニバーサルデザイン化の推進」の一環として、オンライン診療や買い物デリバリーなど障がいのある人がより利用しやすいしくみを展開していけたらと思います。ただ、これは言うのは簡単ですが、実際に医療関係者とどう連携していくか、あるいは患者側にそれを受けとめるネット環境があるのかなどのさまざまな問題が絡んできます。ですが、将来的にはネット環境を充実させる方向でいかなければならない時代になると思うので、54 ページの②のところで少し何か工夫があればいいなと思いますが、いかがですか。

部長 現在、伊賀市の総合計画という一番大きな計画を策定しています。その中で、コロナによる現状もふまえ、障がいのあるなしにかかわらず、情報の推進の新しい方法を考えていかなければならない時代が来ているため、そのことについて少し盛り込んでいます。障がい者福祉計画もその総合計画に沿ってそれぞれの施策を進めていきますので、一度この 54 ページの中にも何か追加できないか考えてはみますが、基本的には総合計画の方で触れて、それに沿ってさせていただけたらという思いがあります。

委員長 総合計画の方で書いているのであれば、それをもとに障がい者福祉計画に落とし込めるものがあれば落とし込んでいただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

では時間が迫っていますので、次に議題2「その他」について、事務局からお願いします。

事務局 【資料4】パブリックコメント広報原稿案

【資料5】第4次伊賀市障がい者福祉計画策定スケジュール に基づき説明

事務局 また、本日ご覧いただいた計画冊子の余白部分に、障がい児が描いた絵を掲載する予定です。すでに障がい児サービス事業所に依頼して、もう提出していただいているところもあるので、それを要所要所に散りばめようと考えています。

委員長 では、副委員長にまとめをお願いします。

副委員長 皆さんお疲れ様でした。個人的な思いなのですが、16 ページの目標を見て、目標Ⅰが断らない相談支援、目標Ⅱは参加支援、目標Ⅲが地域づくりということで、改正社会福祉法に照らし合わせることを狙って計画を章立てされているな、何も言うことはないなと思いました。PDCAの8割はPであると言われており、さまざまな事柄を網羅した良い計画ができたというのは非常に良いことなのですが、逆に言うとこれを実際やっていくのが非常に恐ろしいなと思っています。例えば30ページにある居住の問題一つとっても、少し語弊があるかもしれませんが、我々が関わっている方の中には年金や生活保護で生活している方が多く、例えばアパートで生活するようになったときに身体障がい者の方が住みやすいバリアフリーなところはなかなか借りられなかったり、保証人のことであったり、そういった壁が非常にあるなと感じています。その中で、実際これをいかに巻き込んで検討していくのかなということを考えると、大変なことだな、皆さんでやればできるのかな、とそんなことばかり思っていました。あとは、計画ができたなら、自立支援協議会がいかに進捗管理に横串をさせるのかということも課題だと思います。官民で取り組んでいけたらと思いますので、またよろしくをお願いします。

委員長
事務局

では、他になければこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。本日、委員の皆様からいただいた意見をもとに、計画の中間案を固めていきます。次回、第5回策定委員会は11月下旬を予定しています。日程が決まり次第ご案内させていただきますので、よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。